

特 定 非 営 利 活 動 法 人
加 藤 友 三 郎 顕 彰 会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 加藤友三郎顕彰会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を広島市東区温品六丁目 2 3 番 1 4 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、広島市出身初の総理大臣加藤友三郎の功績を顕彰することにより、わが国の歴史認識を深めると共に、時代背景を通じて社会の状況を周知させ、併せて郷土の偉人を称えることでより一層の愛郷心を育み、社会教育、まちづくり、人権の擁護又は平和の推進を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 加藤友三郎の功績を顕彰する活動
- ② 加藤友三郎の事績を周知させるための広報活動や各種事業の開催
- ③ ①②に関わる歴史や地域の由来などの普及・研修活動の実施
- ④ その他目的達成に向けた諸施策の推進

(2) その他の事業

- ① 各種事業開催にあたっての関連物品販売業務
- ② ①事業の開催に関連して生じる業務

2、前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会 員

(入 会)

第 6 条 この法人の会員は正会員のみとし、会員はこの法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人及び団体で、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

2、会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3、理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費等)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以内
- (2) 監事 2人以内

2、理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長、1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2、理事長及び副理事長、代表理事は、理事の互選とする。

3、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4、監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第14条 代表理事はこの法人を代表し、その職務を総理する。

2、代表理事は、理事長、副理事長を補佐し、理事会の議決に基づいて、業務全般を管理する。

3、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4、理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5、監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の常務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3、役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4、前各号の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2、役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3、前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2、職員は、理事長が任免する。

(相談役)

第20条 この法人に、相談役若干名を置くことができる。

- 2、相談役は、歴史及び地域への造詣があり、理事会の推薦を受けたものとする。
- 3、相談役は、この法人の活動に関し、助言・指導・協力することができる。

第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権 能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、及び報酬金額の決定
- (7) 会費などの額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他の運営に関する重要事項

(開 催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2、臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2、理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3、総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない

(議 長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、会員総数の 2 の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2、総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2、やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3、前項の規定により表決した会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4、総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

5、相談役については、総会に出席して意見は述べられるが、議決権はないものとする。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名捺印しなければならない。

3、前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2、理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による招集があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、出席理事の中から選任する。

(議 決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2、理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2、やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3、前項の規定により表決した理事は、前条および次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4、理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議長及び議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、捺印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2、前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2、予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担し又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2、前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3、第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合 併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長	碓井	静照
副理事長	田邊	良平
副理事長	宮崎	敬介
副理事長	常廣	一信
理 事	安部	豊
理 事	池田	幸徳
理 事	仲井	正美
理 事	野村	正明
理 事	正本	良忠
監 事	小笠	邦久
監 事	高木	保男
- 3、この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。
- 4、この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5、この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 6、この法人の設立当初の会費は、第 7 条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（個人）年会費 3, 0 0 0 円
 - (2) 正会員（法人）年会費 5, 0 0 0 円
- 7、この定款は、特定非営利活動促進法の改正に伴い、関連事項を改正して、平成 29 年 9 月 15 日から施行する。